

告 示

埼玉県告示第六百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、特定歳入等の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

特定収納事務に係る特定歳入等

- 一 分担金
- 二 負担金
- 三 使用料
- 四 手数料
- 五 財産収入
- 六 寄附金
- 七 諸収入（預金利子及び利子割精算金収入を除く。）
- 八 歳入歳出外現金